

個人番号事務取扱者定期教育・理解度テスト

所属部署：

社員番号：

氏名：

以下の問題を読み、正しい場合には「はい」に○、間違えの場合には「いいえ」に○を付けてください。

制限時間：40分。教育テキストを見ても良いです。

出来た人から、係りの者へ本用紙を提出して退席して下さい。

なお、本テストは、71問中50問以上(70点以上)で合格と致します。

70点未満の方は、補講と再テストがありますので、再度ご参集願います。

問題1：「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものは除く。）をいう。

はい

いいえ

問題2：「個人番号」とは、住民票コードを変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるもので、11桁の数字と1桁のチェックデジットで構成される。

はい

いいえ

問題3：「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいうが、「マイナンバー（個人番号）」のみは、「特定個人情報」には含まれない。

はい

いいえ

問題4：「個人情報データベース」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、特定の個人情報について電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した紙書類の

ことを言う。

はい

いいえ

問題5：「個人情報ファイル」とは、個人情報データベース等であって、行政機関及び独立行政法人等が保有するものをいう。

はい

いいえ

問題6：「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルのことを言うが、死者の個人情報はカウントされない。

はい

いいえ

問題7：「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する特定個人情報のことを言う。

はい

いいえ

問題8：「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして個人情報保護法施行令で定めるもの又は保有してから6か月を過ぎたもののことを言う。

はい

いいえ

問題9：「個人番号利用事務」とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が保有する特定個人情報ファイルにおいて、個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。

はい

いいえ

問題10：「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。）であって、個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去6か月以内のいずれの日においても3,000を超えない者以外の者をいう。

はい

いいえ

問題11:「個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者」とは、特定個人情報ファイルを事業の用に供している個人番号関係事務実施者又は個人番号利用事務実施者であって、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外のものから、個人情報取扱事業者を除いた者をいう。

はい いいえ

問題12:個人番号の利用目的は、番号法第9条の事務の範囲の中からしか特定することはできない。例え本人の同意があっても利用目的を勝手に決めることはできず、例外措置は一切ない。

はい いいえ

問題13:取得しようとする個人番号について、第三者へ提供することを想定している場合には、利用目的に予め加えておかなければならない。

はい いいえ

問題14:取得しようとする個人番号について、共同利用することを想定している場合には、利用目的に予め加えておかなければならない。

はい いいえ

問題15:「健康保険組合」は民間事業者であるので、個人番号を利用するのは、「個人番号関係事務」として「個人番号を利用する」場合のみである。

はい いいえ

問題16:一般的に、事業者が個人番号を利用するのは、主として、

- a. 税務処理
- b. 社会保障手続処理

の2つのみである。

はい いいえ

問題17：事業者は、社員の管理のために、個人番号を社員番号として利用してはならないが、個人番号の数字をアルファベットに置き換えるなどして、一定の法則で置き換える場合には、置き換えた後のものは「個人番号」としての扱いとはならないので、利用することが可能である。

はい

いいえ

問題18：個人番号の利用目的を変更する場合、事業の範囲を超えての変更は、目的外利用となるため、本人の再同意が必要となる（本人が想定することが困難であるため）。

はい

いいえ

問題19：個人番号の利用目的を変更した場合には、本人に必ず通知しなければならない。ただし、本人同意は必要ない。

はい

いいえ

問題20：番号法においては、個人番号を目的外で利用してはならない。

はい

いいえ

問題21：合弁、分社化、営業譲渡等、事業承継によって取得した特定個人情報、承継前の利用目的の範囲内でのみ使用することができる。

はい

いいえ

問題22：公衆衛生の向上において特に必要な場合であり、かつ、本人の同意を得ることが困難であるときは、個人番号を目的外に利用することが可能である。

はい

いいえ

問題23：国の機関等への協力をする場合であって、なおかつ本人の同意を得ると支障がある場合には、個人番号を本人の同意なしに第三者へ提供することができる。

はい

いいえ

問題24：人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合で、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合は、個人番号を目的外に利用することができる。

はい

いいえ

問題25：特定個人情報ファイルを作成することができるのは、民間企業においては「個人番号利用事務」を処理するために必要な範囲に限ってのみである。

はい

いいえ

問題26：「個人番号関係事務」の委託を受ける者は、自ら特定個人情報ファイルを作成することはできず、必ず委託元が作成した特定個人情報ファイルを使用しなければならない。

はい

いいえ

問題27：第三者から特定個人情報を取得する場合は、提供元が適切に個人情報を取得し管理しているか確認をしなければならない。

はい

いいえ

問題28：従業員は、扶養親族の個人番号を記載した扶養控除等申告書を提出する法令上の義務を負っていることから、「個人番号関係事務実施者」として取り扱われる。

はい

いいえ

問題29：従業員は、配偶者や子、扶養親族等、自己と同一の世帯に属する者の個人番号を取得することができる。

はい

いいえ

問題30：個人番号の提供を求める時期は、個人番号関係事務が発生した時点で、都度、個人番号の提供を求めるのが原則であるので、新入社員の採用に当たっては、民間企業は入社日以降に新入社員の個人番号を取得しなければならない。

はい

いいえ

問題31：大家や地主など、個人との金銭支払契約を締結した場合は、契約時点で大家などから個人番号を取得しても良いが、毎年、番号確認ならびに本人確認を行わなければならない。

はい

いいえ

問題32：何人も、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の個人番号を含む特定個人情報を収集又は保管してはならないが、子、配偶者等の自己と同一の世帯に属する者の特定個人情報は、同法第19条各号のいずれに該当しなくても、収集又は保管することができる。

はい

いいえ

問題33：特定個人情報の提示を受けただけでも「収集」に該当する。

はい

いいえ

問題34：個人番号の利用目的の通知又は公表の手段は、個人情報保護法の際と同様に、社内LANによる通知、利用目的を記載した書類の提示、就業規則への明示等の方法が考えられる。

はい

いいえ

問題35：原則的に、特定個人情報を取得した後は、利用目的は変更できない。

はい

いいえ

問題36：特定個人情報を取得する状況から見て、利用目的が明らかな場合には、利用目的を明示しなくてもよい。

はい

いいえ

問題37：特定個人情報が記載された情報や書類は、法廷保存年限が過ぎた場合、できる限り速やかに破棄又は削除しなければならないが、個人番号部分を復元できない程度にマスキング又は削除した上で保管継続することは可能である。

はい

いいえ

問題38：利用目的の達成に必要な範囲において、特定個人情報を正確かつ最新の状態に保たなければならない。

はい いいえ

問題39：特定個人情報保護委員会が作成した「特定個人情報取扱ガイドライン」においては、「基本方針」を作成することは重要であると記載されているが、経済産業省が作成した「個人情報保護ガイドライン」には、基本方針の作成は定められていない。

はい いいえ

問題40：民間事業者は、組織的安全管理措置の一環として「特定個人情報ファイルの削除・破棄記録」を取得し保管しなければならない。

はい いいえ

問題41：民間事業者は、技術的安全管理措置として、特定個人情報ファイルを情報システムで取扱う場合の事務取扱担当者の情報システムの利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）を記録し保管しなければならない。

はい いいえ

問題42：民間事業者は、「特定個人情報管理台帳」を整備し、保管しなければならない。

はい いいえ

問題43：物理的安全管理措置として、「取扱区域」には入退室管理及び「取扱区域」へ持ち込む機器等の制限を行わなければならない。また入退室管理方法としては、ICカード、ナンバーキー等による入退室管理システムの設置があげられる。

はい いいえ

問題44：「持出し」とは、特定個人情報等を、「管理区域」又は「取扱区域」の外へ移動させることを言うが、事業所内の移動であれば、紛失・盗難等に留意する必要は特にない。

はい いいえ

問題45：個人番号が記載された「紙書類等」については、保存期間経過後における破棄を前提とした手続きを定める必要があるため、個別フォルダなどを利用したファイリングシステムを導入した方が望ましい。

はい

いいえ

問題46：民間企業は、技術的安全管理措置として、「個人番号と紐付けてアクセスできる情報」の範囲をアクセス制御により限定しなければならない。

はい

いいえ

問題47：民間企業は、技術的安全管理措置として、情報システムと外部ネットワークとの接続箇所に、ファイアウォール等を設置して不正アクセスを遮断する必要があるが、インターネットルーターのファイアウォール機能で代用することもできる。

はい

いいえ

問題48：民間企業は、従業員の監督の一環として、従業員のパソコン操作のモニタリングを実施する必要がある。プライバシー保護の観点より、労働者への事前通知又は協議が必要との意見もあるが、証拠隠滅を図られる可能性もあるため、一般的には事前通知などは行わずに密かに実施されている。

はい

いいえ

問題49：個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部の「委託を受けた者」は、委託者の許諾を得た場合に限り、再委託を行うことができる。

はい

いいえ

問題50：再委託をうけた事業者は、直前の委託者の許諾を得た場合に限り、その事務を更に再委託（再々委託）することができる。

はい

いいえ

問題5 1：甲→乙→丙→丁と順次委託される場合、乙に対する甲の監督義務の内容には、再委託の適否だけではなく、乙が丙、丁に対して必要かつ適切な監督を行っているかどうかを監督することも含まれる。したがって、甲は乙に対する監督義務だけではなく、再委託先である丙、丁に対しても間接的に監督義務を負うこととなる。

はい

いいえ

問題5 2：事業者が特定個人情報を第三者提供できるのは、社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務のために従業員等の特定個人情報を行政機関等及び健康保険組合等に提供する場合等に限られる。

はい

いいえ

問題5 3：「第三者提供」とは、法的な人格を超える特定個人情報の移動を意味する。よって親子関係会社や系列グループ間で従業員の個人番号を共同して利用することはできない。ただし、100%子会社と親会社との間での特定個人情報の共同利用は可能である。

はい

いいえ

問題5 4：同一法人の部署の移動は、「提供」ではなく「利用」に当たるので、「目的外利用制限」に従う必要がある。

はい

いいえ

問題5 5：民間事業者から税理士事務所や社労士事務所への個人番号の業務委託は、個人番号の「第三者提供」に該当する。

はい

いいえ

問題5 6：合併に伴い、消滅する会社から存続する会社への従業員の個人番号の提供は、法人を超えた第三者提供に該当するので、法律違反となる。

はい

いいえ

問題57：人の生命、身体又は財産の保護のためには、従業員の個人番号を第三者へ無断で提供することができる。

はい

いいえ

問題58：個人情報取扱事業者が、本人から保有個人データの訂正を求められた場合、対象の保有個人データの内容が「事実」でなく「評価」に関する情報である場合には、訂正を行う必要はない。

はい

いいえ

問題59：リスク分析における「残存リスク」とは、民間事業者が「認識することのできないセキュリティリスク」のことである。

はい

いいえ

問題60：「マネジメントシステム」とは、PDCAサイクルを永続的にスパイラルアップし、経営品質を高めていく経営手法の1つである。

はい

いいえ

問題61：「特定個人情報保護方針」は、取締役決議事項である。

はい

いいえ

問題62：「特定個人情報保護監査責任者」は、「教育責任者」のみ兼任することができる。

はい

いいえ

問題63：特定個人情報管理台帳を作成する際、破棄については番号法では特に求められていないので、破棄の時期を記載する必要はない。

はい

いいえ

問題64：リスク分析の結果、想定されるリスクの対策を行うために、「履歴の取れる入室管理システムを設置する」ことを決定した。これは「組織的安全管理措置」の一環である。

はい

いいえ

問題65：事業者はSPMSに関して従業員教育を定期的実施し、理解度確認テストを行う必要がある。その目的は、万が一、従業員が特定個人情報を外部へ持ち出して名簿業者などへ販売するという事件が発生した際に、事業者が形式的に従業員教育を行って従業員は全く理解をしていなかったのか、それとも従業員が一度は理解をし、刑罰についても認識はしたものの、それでも自分の意志で犯罪に手を染めたのかを検察が判断するためである。

はい

いいえ

問題66：SPMSにおいて、緊急事態の対応を予め定めておく理由は、特定個人情報の漏洩によって二次被害などが発生しないように、本人へアナウンスするためである。

はい

いいえ

問題67：「マネジメントレビュー」を行う理由は、マイナンバー法対策事務局だけでは知り得ない来年度以降の経営計画を含めた新たな取組み内容を検討することも、その1つである。

はい

いいえ

問題68：「個人番号カード」は、スマートフォンのアプリで申し込むことも可能になる予定である。

はい

いいえ

問題69：何人も、「個人番号カード」は、運転免許証の代わりとして、「身分証明書」として利用してもよい。

はい

いいえ

問題70：「法人番号」は、14桁の数字である。

はい

いいえ

問題71:「法人番号」の利用目的は、法律で一部規制されている。

はい

いいえ

以上